

# 平成30年度 高等学校等就学支援金について

## 1 申請の対象となる方

(平成30年7月申請から基準税額が変更されます。世帯年収の目安は変わりません。)

対象世帯区分		月額支給額	手続き
基準税額等	世帯年収の目安		
A 住民税が「非課税」の世帯	約 250 万円未満	24,750 円 (加算額 14,850 円)	申請が必要です
B 県民税・市町村民税所得割額の合計額が 85,500 円未満の世帯 ※昨年度市町村民税所得割額が 51,300 円未満の世帯	約 250 万円～ 約 350 万円	19,800 円 (加算額 9,900 円)	
C 県民税・市町村民税所得割額の合計額が 257,500 円未満の世帯 ※昨年度市町村民税所得割額が 154,500 円未満の世帯	約 350 万円～ 約 590 万円	14,850 円 (加算額 4,950 円)	
D 県民税・市町村民税所得割額の合計額が 507,000 円未満の世帯 ※昨年度市町村民税所得割額が 304,200 円未満の世帯	約 590 万円～ 約 910 万円	9,900 円 (基準額)	
E 県民税・市町村民税所得割額の合計額が 507,000 円以上の世帯 ※昨年度市町村民税所得割額が 304,200 円以上の世帯	約 910 万円以上	対象外	

上記表のA～Dが対象世帯になります。

注意) 昨年度まで基準の税額は、市町村民税の所得割額が判定基準となっておりましたが、都道府県から指定都市への税源移譲に伴い、都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が判定基準となります。(予定)

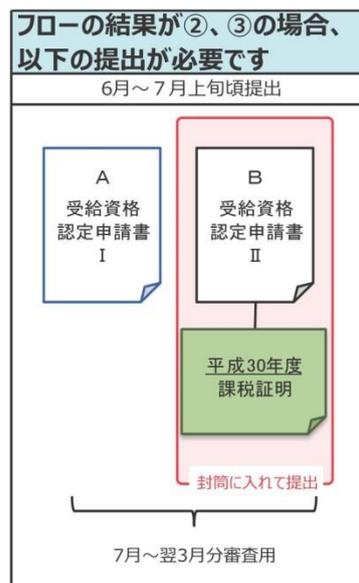
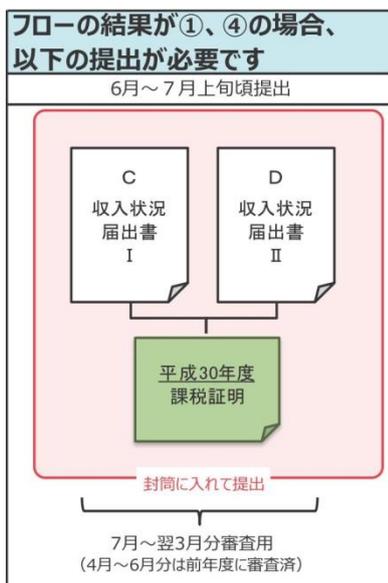
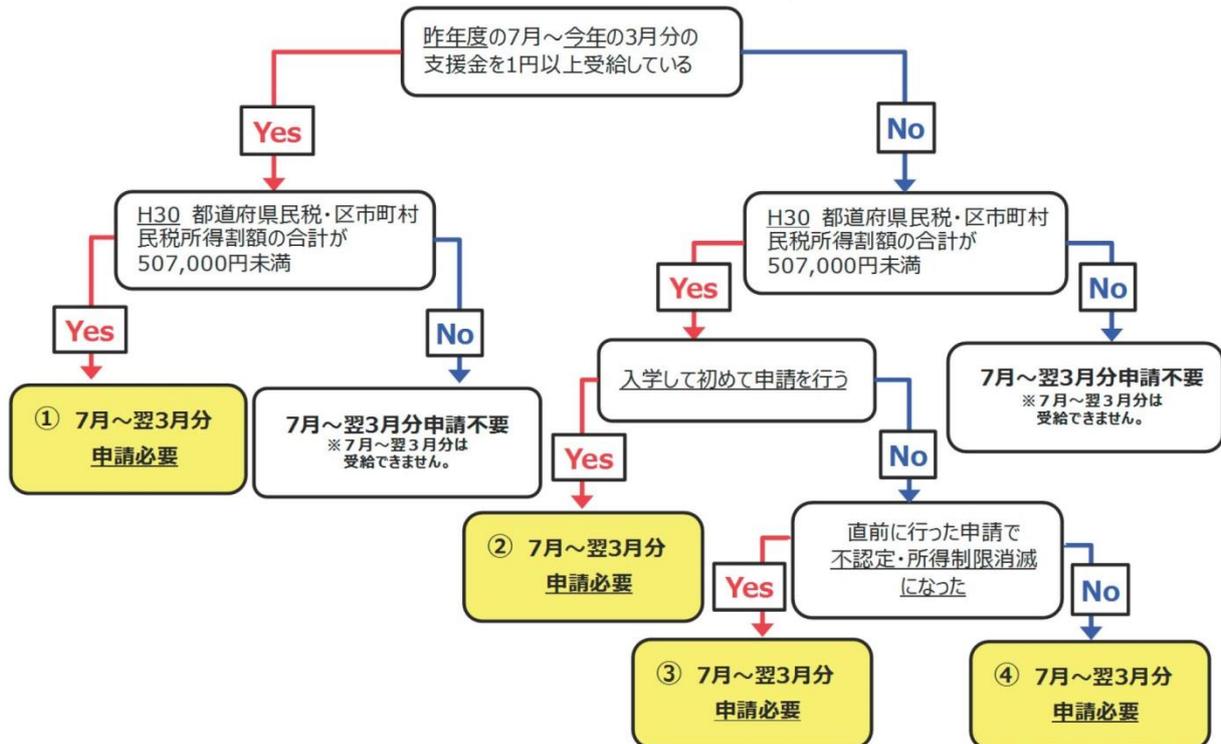
平成30年7月申請のご案内は、5月下旬ころに配布いたします。よくお読みいただき、提出期限までに必要書類の提出をお願いします。

## 2

## 申請手続き（提出書類・提出時期・提出先など）

- 就学支援金の申請は、支給の対象となる世帯に限り、申請の手続きが必要となります。（対象外の世帯は手続き不要）
- 申請については、**学校が定める日までに学校に提出してください。**なお、申請手続きは、**在学中は毎年度行う必要があります。**  
**なお、学校が定める日までに申請書類を学校に提出できなかった場合、支援金を受給できない月が生じる場合があります。**
- 4月から6月分については、昨年度7月から3月分を受給されていた方は、自動的に受給が決定していますので、申請書をあらためて提出していただく必要はありません（今年度7月から翌3月分を受給するには7-3月分の申請が必要です）。

【申請可能な区分について】 ※下記のいずれにも該当しない場合は、学校にお問い合わせください。



※学校が定める日に遅れて書類を提出した場合、学校受付日の属する月の翌月（月の初めの場合は当該月）から支給が開始されることとなりますのでご注意ください  
（「支払の一時差し止め」等で、就学支援金を受給できない月が生じてしまいます。）  
※上記に関わらず、学校から書類の提出等求められた場合は、学校の指示に従ってください。